

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年3月30日付け「保医発第0330002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成19年4月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D014 自己抗体検査						
15	抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定	ELISA法	210	免疫 144	受託準備中	*

【注】

*ア： 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、区分「D014」自己抗体検査の「15」のIgG型リウマチ因子精密測定に準じて算定できる。

イ： 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、診察、リウマチ因子測定、画像診断等の結果から、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として1回を限度として算定する。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては3月に1回に限り算定できる。なお、当該検査を2回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ウ： 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定、区分「D014」自己抗体検査の「15」のIgG型リウマチ因子精密測定、同区分「11」のC₁q結合免疫複合体精密測定、同区分「15」C₃d結合免疫複合体精密測定、同区分「14」のモノクローナルRF結合免疫複合体精密測定、同区分「9」の抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及び同区分「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。